

# 平成30年度監査の執行状況

平成31年4月

岩手県監査委員事務局

# 目 次

	頁
第1 平成30年度監査の執行状況	1
1 執行方針	1
(1) 基本方針	1
(2) 重点項目	1
2 実施状況	1
(1) 定期監査	1
ア 監査対象機関及び実施箇所数	
イ 実施時期	
ウ 監査における重点項目の実施結果	
(2) 随時監査	2
ア 工事現場監査	
イ その他の随時監査	
(3) 財政的援助団体等監査	2
(4) 指定金融機関等監査	2
(5) 現金出納検査	2
(6) 決算審査	2
ア 普通会計の決算審査	
イ 公営企業会計の決算審査	
(7) 基金運用状況審査	2
(8) 財政健全化審査	3
ア 健全化判断比率審査	
イ 資金不足比率審査	
(9) 行政監査（特定テーマ）	3
ア 公用車の管理及び安全対策等について	
(10) 住民監査請求に基づく監査	3
第2 財務事務及び行政事務の執行に係る監査の結果	4
1 指摘の状況	4
(1) 指摘の内容	4
2 事務費の不適切な事務処理に係る監査	5
3 行政監査的視点から行った監査	5
(1) 学校徴収金、団体徴収金の管理等について	5
(2) 公用車の車検管理について	5

[資料編]

1	定期監査の実施状況	6
(1)	監査対象機関及び実施箇所数	6
(2)	監査対象機関別・監査項目別 指摘件数 総括表	7
(3)	監査指摘基準別 指摘件数 (別表第1 財務監査)	8
(4)	監査指摘基準別 指摘件数 (別表第2 行政監査)	15
2	定期監査の結果	16
(1)	指摘の内容	16
(2)	監査台帳 (抜粋)	18
3	随時監査の結果 (実施対象なし)	22
4	財政的援助団体等監査の結果	23
(1)	指摘の内容	23
(2)	監査台帳 (抜粋)	23
5	行政監査 (特定テーマ) の結果	24
(1)	公用車の管理及び安全対策等について	24
6	住民監査請求に基づく監査の結果	52
7	決算審査	53
(1)	平成29年度岩手県歳入歳出決算審査意見書の概要	53
(2)	平成29年度岩手県立病院等事業会計決算審査意見書の概要	54
(3)	平成29年度岩手県電気事業会計決算審査意見書の概要	56
(4)	平成29年度岩手県工業用水道事業会計決算審査意見書の概要	58
8	定額資金運用基金運用状況審査	60
(1)	平成29年度定額資金運用基金運用状況審査意見書の概要	60
9	財政健全化審査	61
(1)	平成29年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書の概要	61
(2)	平成29年度決算に基づく資金不足比率審査意見書の概要	66
10	監査の組織体制	67
(1)	監査委員	67
(2)	監査委員事務局組織	67

監査結果については、県公式ホームページの「岩手県報ホームページ」で公表しています。  
(<https://www3.pref.iwate.jp/webdb/view/outside/s19Kenpo/>)  
岩手県報ホームページの「過去の県報」サイト内検索で「監査委員告示」と入力して、ご覧ください。

# 第1 平成30年度監査の執行状況

## 1 執行方針

### (1) 基本方針

県の事務事業の執行について、内部統制や改善のプロセスを確認するとともに、予算執行の状況にも留意しながら、正確性、合規性の観点はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点からも監査等を実施するものとする。

定期監査は、対象となる全機関に対し、財務監査と行政監査を総合的・一体的に実施するものとする。

また、財政的援助団体等監査、指定金融機関等監査、現金出納検査、決算審査及び財政健全化判断比率等審査を厳正に実施するものとする。

なお、社会的関心が高い課題や早期に改善すべきと認められる事項について、行政監査を実施するものとする。

### (2) 重点項目

ア 収入事務（特に、調定の時期及び金額）

イ 支出事務（特に、期末手当、勤勉手当及び高速道路利用に係る通勤手当）

ウ 補助金事務（特に、対象経費及び完了確認）

## 2 実施状況

### (1) 定期監査

#### ア 監査対象機関及び実施箇所数

平成30年度の定期監査の実施状況は、監査対象337機関（普通会計309機関、企業会計28機関）の全ての機関を対象に実施し、その実施率は100.0%である。

区分	平成30年度			平成29年度		
	対象数	実施数	実施率	対象数	実施数	実施率
普通会計	309	309	100.0%	310	310	100.0%
企業会計	28	28	100.0%	28	28	100.0%
計	337	337	100.0%	338	338	100.0%

#### イ 実施時期

決算・期中	実施時期	対象機関	会計区分	実施数
決算監査	4月～8月	本庁各課・委員会	普通会計	86
		広域振興局等	普通会計	65
		出先機関（知事部局）	普通会計	23
		出先機関（他の執行機関）	普通会計	5
	6月～7月	医療局本庁	企業会計	1
		県立病院	企業会計	18
		企業局本庁	企業会計	1
小計				199
期中監査	10月～2月	出先機関（知事部局）	普通会計	32
		出先機関（他の執行機関）	普通会計	98
		県立病院	企業会計	8
	小計			
合計				337

#### ウ 監査における重点項目の実施結果

重点項目	主な指摘内容	指摘件数
収入事務（特に、調定の時期及び金額）	調定の遅れ 3件、調定を行っていないもの 2件	8件
支出事務（特に、期末手当、勤勉手当及び高速道路利用に係る通勤手当）	支払の遅れ 7件、支出金額の誤り 5件、手当等の算定誤り 3件	18件
補助金事務（特に、対象経費及び完了確認）	交付決定の遅れ 3件	3件
合計		29件

## (2) 随時監査

### ア 工事現場監査

工事現場監査は、必要があると認めるときに定期監査等において実施するものとしている。  
平成30年度は、随時監査としての工事現場監査は行わなかった。

### イ その他の随時監査

随時監査は、必要の都度、監査委員の協議により随時実施するものとしている。  
平成30年度は、定期監査等を踏まえ随時監査を要するような事案は見当たらなかったことから実施しなかった。

## (3) 財政的援助団体等監査

財政的援助団体等監査は、県が財政的援助を与えているもの、県が出資しているもの及び県が公の施設の管理を行わせているものについて、出納その他の事務の執行が、その援助等の趣旨に沿い、かつ、法令等に従って、内容及び手続が適正かつ効率的に執行されているかどうかの観点から実施した。

平成30年度は、監査対象57団体のうち、21団体（出資団体12団体、補助等財政的援助4団体、指定管理者5団体：複数該当8団体）を実施し、その実施率は36.8%である。

## (4) 指定金融機関等監査

監査委員は、必要があると認めるとき、又は知事等から要求があるときは、指定金融機関等が取り扱う公金の収納又は支払の事務について監査できるとされている。

平成30年度においては、会計管理者及び公営企業管理者が実施した指定金融機関等の検査結果の報告を求め、監査委員が特に必要と認めた店舗について実施することとしていたが、その検査結果について内容を確認したところ、おおむね適正に処理されているものと認められたことから、指定金融機関等監査は実施しないこととした。

## (5) 現金出納検査

県の現金の出納は、毎月例日を定めて監査委員が検査することとされている。

平成30年度においては、会計管理者及び公営企業管理者から提出された現金出納検査調書に基づき、毎月末現在における現金出納の帳尻（財務会計システム等により作成された諸帳簿の計数）と現金の所在（金融機関から提出された残高証明書等の計数）を照合確認するとともに、当該月に係る資金運用状況・借入状況を調査し、収入支出証拠書類を点検する方法により検査を実施し、議長及び知事に対し検査の結果を報告した。

## (6) 決算審査

### ア 普通会計の決算審査

平成29年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の審査に当たっては、知事から提出された決算関係書類について決算の計数は正確か、各会計の予算の執行はそれぞれ予算議決の趣旨に沿い、かつ、関係法令等に基づき適正に処理されているか、財産の取得、管理及び処分は適正に行われているかなどを主眼とし、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、既に実施した監査及び現金出納検査の結果も踏まえて厳正に実施し、平成30年9月3日に知事に審査意見書を提出した。

### イ 公営企業会計の決算審査

平成29年度の公営企業会計決算の審査に当たっては、知事から提出された決算関係書類について、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に従って運営されているかを検証するため、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、定期監査及び現金出納検査の結果を踏まえて厳正に実施し、平成30年9月3日に知事に岩手県立病院等事業会計、岩手県電気事業会計及び岩手県工業用水道事業会計の3会計について決算審査意見書を提出した。

## (7) 基金運用状況審査

特定の目的のために定額の資金を運用するための基金について、知事は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付すこととされている。

平成29年度の定額資金運用基金の運用状況の審査に当たっては、自治振興基金、岩手競馬再生推進基金、土地開発基金、用品調達基金、美術品取得基金の5基金について、基金条例の趣旨に沿って適正かつ効率的に運用されたか、また、計数が正確であるかについて厳正に実施し、平成30年9月3日に知事に審査意見書を提出した。

## (8) 財政健全化審査

### ア 健全化判断比率審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により知事から提出された平成29年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定基礎書類について、法令等に照らし、健全化判断比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどについて審査を実施し、平成30年9月3日に知事に審査意見書を提出した。

区 分	平成29年度	平成28年度	増 減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	3.75	5.0
連結実質赤字比率	—	—	—	8.75	15.0
実質公債費比率	18.2	19.5	△ 1.3	25.0	35.0
将来負担比率	224.2	229.4	△ 5.2	400.0	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことから算定されない。

### イ 資金不足比率審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により知事から提出された、平成29年度決算に基づく岩手県流域下水道事業特別会計、岩手県港湾整備事業特別会計、岩手県立病院等事業会計、岩手県電気事業会計、岩手県工業用水道事業会計の5つの公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定基礎書類について、法令等に照らし、資金不足比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどについて審査を実施し、平成30年9月3日に知事に審査意見書を提出した。

会 計 名	平成29年度	平成28年度	増 減	経営健全化基準
流域下水道事業特別会計	—	—	—	20.0
港湾整備事業特別会計	—	—	—	
県立病院等事業会計	—	—	—	
電気事業会計	—	—	—	
工業用水道事業会計	—	—	—	

※ 資金不足比率は、資金不足額がないことから算定されない。

## (9) 行政監査（特定テーマ）

平成30年度においては、次のテーマを設定し、随時の行政監査を実施した。

### ア 公用車の管理及び安全対策等について

本県においては、公務を迅速かつ効率的に遂行するため、本庁及び出先機関に多数の公用車が配置され、購入及び維持管理等に多額の経費を要している。厳しい財政状況の下、公用車が効率的に使用され、また、その管理及び安全対策等が適正に行われることが重要である。

このような状況において、公用車の管理及び安全対策等の実態を把握・分析することにより、公用車が適切に管理され、効率的な使用及び適切な配置・更新並びに適正な安全対策等が行われているかについて検証し、今後の改善に資することを目的として行政監査を実施した。

監査対象	監査意見
1 監査対象公用車（2輪自動車を除く。） 平成29年度において県が所有し、又は、借り上げた公用車のうち、普通乗用自動車、小型乗用自動車、小型貨物自動車、軽四輪乗用自動車及び軽四輪貨物自動車であるもの（普通貨物自動車、乗合自動車、特種用途車及び特殊自動車を除く。）を監査の対象とした。 また、借上げ車両は平成29年度において通年契約しているものを対象とした。 2 監査対象機関 知事部局、議会、委員及び各委員会（公安委員会を除く。） 医療局、企業局 320機関	・全体の評価 ・意見

## (10) 住民監査請求に基づく監査

平成30年7月6日付けで請求人（氏名省略）から提出された「県北広域振興局長に対し、二級河川雪谷川筋小軽米地区ほか河道掘削工事により違法又は不当に支出した個人が所有する農地の改良造成工事に係る費用を算定し、当該農地の所有者に対し当該費用相当額を請求するよう勧告を求める住民監査請求」について、請求人の主張に理由がないので棄却と決定し、平成30年8月31日付けで請求人あて通知するとともに、平成30年9月7日付けの岩手県報により公表した。

## 第2 財務事務及び行政事務の執行に係る監査の結果

### 1 指摘の状況

#### (1) 指摘の内容

定期監査の結果、留意改善を要する事項として指摘した件数は45件（普通会計39件、企業会計6件）となっており、平成29年度に比べて15件減少している。

主な内容は、調定の遅れ、調定金額の誤りなど収入事務の不適当なものが8件、支払いの遅れ、諸手当の過誤支給など支出事務の不適当なものが18件、入札保証金又は契約保証金に係る事務が不適当なものなどの契約事務の不適当なものが6件、その他不適当なものとして補助金事務3件、工事の執行2件、予算経理1件、財産管理1件、行政事務が6件となっている。

なお、指摘とされたものは監査結果として議会及び知事等に報告し、岩手県報により公表した。

区分	指摘事項	監査対象機関	30年度 件数	29年度 件数	増減
予算経理	○その他予算経理の不適当	農業研究センター畜産研究所 (1件)	1	1	0
収入事務	○調定を行っていないもの	宮古農林振興センター 杜陵高等学校 (2件)	8	19	△ 11
	○調定が遅れているもの	二戸地域振興センター 宮古土木センター 大船渡土木センター (3件)			
	○調定金額を誤っているもの	企業局 (1件)			
	○過誤納金の還付手続を行っていないもの	大船渡土木センター (1件)			
	○過誤納金の還付手続が遅れているもの	北上土木センター (1件)			
支出事務	○支出負担行為として整理する時期が不適当なもの	医療政策室 (1件)	18	26	△ 8
	○支払を行っていないもの	沿岸) 農林部 (1件)			
	○支払が遅れているもの	医療政策室 ものづくり自動車産業振興室 スポーツ振興課 千厩土木センター 大船渡土木センター 宮古警察署 中部病院 (7件)			
	○支出金額を誤っているもの	地域振興室 資源循環推進課 県北) 林務部 磐井病院 一関清明支援学校 (5件)			
	○報酬、諸手当、賃金、報償費等の額の決定又は算定を誤っているもの	中部教育事務所 遠野緑峰高等学校 一関清明支援学校 (3件)			
	○その他支出事務の不適当	釜石病院 (1件)			

契約事務	○積算を誤っているもの	盛岡) 保健福祉環境部 (1件)	6	3	3
	○入札保証金又は契約保証金の徴収額を誤っているもの	盛岡となん支援学校 (1件)			
	○入札保証金又は契約保証金に係る事務が不適当なもの	遠野土木センター 一関土木センター 大船渡病院 (3件)			
	○変更契約の理由又は時期が不適当なもの	沿岸) 土木部 (1件)			
工事の執行	○積算額を誤っているもの	北上川上流流域下水道事務所 (1件)	2	0	2
	○工事変更の理由又は時期が不適当なもの	宮古土木センター (1件)			
補助金事務	○交付決定が遅れているもの	健康国保課 花巻県税センター 大船渡土木センター (3件)	3	0	3
財産管理	○物品の取得、管理又は処分の手続が不適当なもの	子ども子育て支援課 (1件)	1	4	△ 3
行政事務	○執行管理体制の不適當(法令、条例、規則等に基づく手続を行っていないもの)	総合防災室 宮古農林振興センター 釜石病院 (3件)	6	7	△ 1
	○執行管理体制の不適當(執行管理体制が適切でないため、事務事業に影響を及ぼしたもの又は及ぼす可能性が大きいもの)	盛岡) 保健福祉環境部 農業大学校 盛岡南高等学校 (3件)			
計			45	60	△ 15

## 2 事務費の不適當な事務処理に係る監査

平成20年に発覚した需用費等の不適當な事務処理の事案を踏まえ、定期監査において、事務用品等(消耗品・備品)の納入業者への照会を行い、納入(修繕)品目及び金額等を確認したほか、再発防止策の実施状況等を点検・確認するなど、事務費の不適當な事務処理に係る監査を行った。

## 3 行政監査的視点から行った監査

### (1) 学校徴収金、団体徴収金の管理等について

県立学校における「学校徴収金及び団体徴収金の管理等」について、事故防止や適正な会計事務処理がなされるための内部統制が十分に働いているかなどを主な視点として、監査を行った。

### (2) 公用車の車検管理について

各機関において保有している公用車の車検の管理状況などを主な視点として、監査を行った。